

# 時の楔通信

第 8 号

一九八三・九

## 〔序〕

第一部は、一 公判過程が、これまでの持続の中で現段階において示している展開を〔抄〕の水準で記したものである。これまでの通信各号で明らかにしているように、このような一 公判過程の記述は、可視不可視の参加者にとって包括的な把握の視点の一つを創出しようとする試みであるにとどまらず、公判への通信や発想の応用を含めて、公判過程の不可欠の構成要素としても位置しており、さらに一 〔公判〕闘争を媒介して交差するテーマや、それから最も遠いテーマを計測する媒介である。

第二部は、前記の方向をおしすすめて、公判という形態からはみ出しているもの、本質的に大学闘争のテーマを具体的な場で応用している例の記述であるが、第一部と第二部に共通する表現論としての問題は、いずれの記述も切迫と必然から規定されているとはいえ、というより規定されているからこそ、その記述が無数にとりうる視点や範囲の一つを過渡的に仮装しているにすぎず、また記述の水準から遠心的（a）かつ求心的（b）に無数のテーマが関係づけられつつ、紙面に出現しないまま提起されていることである。私

たちは（a）については膨大な他の領域への時空間をこえる方法論として再構成する努力を続けているし、（b）については一瞬に言及するままで次へ移らざるをえなかった原表現や場所的關係性への公開的回路をつねに作っておこうとしてきた。

第三部は、第一部↓第二部↓…の方向を極限までおしすすめたとして出現する問いから私たちの現在を逆包圍してみたときのヴィジョンである。△未来からの遠い夢▽ともいえる第三部は、この号では断片的に散開星雲の光を投げかけているにすぎないが、必ずしうていくことは確実である。

一九八三年九月五日

時の楔通信Ⅱ編集発行委員会  
（連絡先Ⅱ） 闘争の現場

## 目次

第一部 一 公判過程〔抄〕	
△大阪▽高裁……………	三
△京都▽地裁……………	八
△東京▽地裁▽高裁……………	二二
△岡山▽地裁……………	一七
△高松▽高裁……………	一九
最高裁（△南山▽大Ⅱ上告審）……………	一一
第二部 一 闘争過程〔抄〕	
△祭▽と△労働▽の条件……………	二四
△極北▽の組合費……………	二六
△昔の女▽と△神学論文▽……………	二七
未知なるものへの祈り……………	二九
子どもたちからの表現……………	三二
子どもたちへの表現……………	三三
第三部 時の楔がみる夢〔抄〕……………	三七



## 第I部 公判過程〔抄〕

### \* 大阪 高裁

一九八三年四月二六日（第一回公判）

第一番の神戸地裁判決（一九八一年一〇月二八日）以後一年半を経過して、やっと開かれた意味、その期間に神戸大学闘争にかかわる前共同被告人の審理と判決が出された過程については通信第八七号に記した通りである。

窓のない一〇階の一〇〇二号法廷での開廷はかなり遅れた。というのは一・一八付の公判期日通知が裁判所→検察庁の迷路で行方不明になり、当日の開廷時刻を過ぎてからの書記官の問い合せで、あわてて検察官がやってくるというドジをふんだからである。この入行方不明は、一・一八公判に対する長期の緊張に耐えかねた検察庁内部の乱れに起因しているであろう。

あわててやってきた高検の検察官は一番で出会ったことのある山路 隆であった。ただし公判調書では、このドジの経過は抹殺され、検察官の名も「大石秀男（正式の担当者?）」と誤記されている。

第一回公判における被告人側の方針の先端には一九八三・二・二二付の仮装被告（団）からの表現（第八七号参照）に検察官、裁判官が答えることが設定されていたが、裁判長（吉川寛吾）の形

どおりの確認——双方の控訴理由、答弁は、それぞれ提出した文書の通りか——に対して、被告人側の発言、弁護人とのうち合せがでないまま次の証拠調についての打ち合せに移ってしまったのは関係性の本質から許されることではなく、準備不足の検察側が証拠調請求文書を次回までに提出するという法廷外時間を逆用して、この公判の未完了の提起を持續、拡大する必然が生じた。この必然への微分係数が最も重要な公判経過であるといえる。

前記の視点から第一回公判と第二回公判の期間が、重要な入審理の場となってきた。日付と内容の要点を列記すると

四月二六日 証拠調請求書（一）——弁護人（河原）

七個の事件の証拠調の前提としての公訴棄却等の主張に関して一、時の楔通信第八二号二七〜三三ページ。（教授会審議経過メモの意味）

二、昭和四五年四月八日に関する検挙状況一覧表等。（松下の逮捕時刻のズレが示す誤認逮捕）

三、前記にかかわる被疑者発見報告書。（黙否中の松下、森川らの逮捕番号と氏名の対比。この報告書は竹中に関する名古屋高裁公判で検察側からそれぞれの顔写真と共に提出されていた。）

四、神戸大学教養部の昭和四五年度学年暦（予定表の五月四日は第一学期、一〇月一六日は第二学期の開始日であると共に、処分策動のエスカレート点である。）

五、昭和四五年五月四日付の逮捕状。  
六、同年七月六日付の湯浅↓松下の告訴状。（二、五、六を被告人側が入手しえたことは一番段階の検察庁内部の「乱れ」の逆

用を暗示している。）

七、名古屋高裁（被告人・竹中）の一九八一・九・三〇と一一・

三〇公判調書（竹中証言の信用性を批判する検察官、裁判官に対する本質的反論）

以上の証拠の他に証人として二に関する機動隊中隊長の谷田 充、松下を逮捕した警察官の波多野幸範、七に関する竹中千恵子。

（註——この証拠請求書は四・二六公判で提出されたが、検察側のおくれで未提出のために当日は裁判所による判断の対象にならなかった。）

四月三〇日 証拠調請求書——検察官（山路）

昭和四四年一二月三日段階の神戸大学教養部庶務掛長の堀井健一（投票用紙の未回収↓威力業務妨害の立証）

五月二日 弁護人の四・二六付請求に対する検察官の意見書——全ての証拠と証人を不同意・不必要とする。

五月六日 裁判所から弁護人への（検察官の証拠調請求についての）  
意見書

五月一〇日 証拠調請求に関する意見書（一）——弁護人（註——この文書は五・六付の意見書に対応するのではなく、意見書到着前に四・二六公判の不十分さを転倒するために構想されていた。その要点は、

一、検察官に対して

a、被告人作成の控訴趣意書の全項目

b、弁護人作成の控訴趣意書のうち、まだ答弁していない項目  
に関して答弁書を双方の証拠調請求の前提として提出させよ。

二、被告人側の控訴理由は別して

⊖ 公訴棄却等

⊖ 法令違反、適用の誤り、弁論終結後の事情など。

⊖ 事実誤認（七個の事件）  
であり、四・二六提出の証拠調請求は⊖に関するものである。

検察側の請求は⊖の一個の事件についてのみである。従って証拠調は⊖、⊖、⊖の方向でおこない、⊖の争点の一つとして扱え。

三、もし弁護人側の⊖についての四・二六付請求に疑問があれば、⊖についての被告人質問をおこなってから判断せよ。（註——

各段階の公判の最後にアリバイ的に認められる被告人質問という様式の転倒の試みであり、弁護人提出文書の殆ど全ての原案を作成してきた仮装被告（団）の発言による審理の本質化と被告人側申立の実現をめざす。）

五月一三日 証拠調に関する意見書（二）——弁護人  
検察官の五・二付証拠調請求批判を裁判所の五・六付意見書に対応して展開。

検察官は弁護人提出の四・二六付の請求（一）に対しては、被告人側の五・一〇付の意見書をふまえてのみ請求や意見をのべうるのであるから、裁判所はするように指示せよ。検察官が、これに答えた後に本格的になしうる批判の序をのべるとすれば、検察官の五・二付文書は全く根拠がなく、特に警察官作成の証拠をさえ不同意する理由は何ものべられていず、竹中公判調書を不必要と

いうのは公正な判断の場からの逃亡を示す。  
五月一三日 証拠調請求書（二）——弁護人

一、上原、島岡らに関する二審判決などの記録取寄請求（註——



本質的併合と判決批判により八神戸V大学闘争、裁判過程を最終的に止揚するためであると共に、記録の公開を拒否する上原告被告人や、上告のため記録が最高裁へ移送されている島岡被告人の關係的な遠さの対象化として)

二、被告人の逮捕手続書類(一九七〇年四月八日、五月十八日、一九七一年九月七日、一九七二年二月一日の各逮捕の政治的策謀性)および神戸大学が松下研究室から押収、留置している物品についての文書提出命令の申し立て。

五月一七日 裁判所による検察官の堀井証人採用決定。

六月七日 証拠調に関する意見書(三)——弁護人

被告人側の意見書(一)、(二)がうけ入れられないことへの批判と、今後の証拠調の方向についての原則を強調。

六月七日 証拠調請求書(三)——弁護人

前記文書と共に公判日付の数日前に郵送されている。ここでは、これまでの請求(一)、(二)の内容を詳細に意味づけ、とくに松下研究室内の物品の中に

一、「く」の字形事件でペンキ入りのカンと誤認されているミルクのカンおよび雑布。

二、七〇年四月五月の教授会審議経過メモ原本。

三、七一年九月七日の診断書(浜本医師)

四、七一年九月二二日の事件の時間帯に被告人が六甲山系の油コブシにいたことなどを示す自主講座の活動ノート六冊。

五、七二年二月一五日の卵と誤認されている松下未宇ら作成の紙飛行機。

が含まれていることを強調しているのが注目される。その上に立

って、この請求書(三)では

一、昭和四四年九月一日の事件に関して

(一)同日付の各紙新聞夕刊の記事(当日の経過が半年後に政治的に逆用され処分、起訴されていくカラクリ)

(二)坂本守信(一審証言を多くの誤りを含む要約調書により判断した判決批判)

(三)鈴木その(前記を別方向から立証)

二、昭和四四年二月三日の事件に関して

(一)昭和五〇年一月二七日付の森川佳津子に対する神戸地裁判決(検察側の非控訴の理由。判決中の威妨害と公妨害に関する考察は二・一五事件の法令の適用の誤りを立証する。)

(二)井沢義雄(八三年三月まで教養部長。研究室からの押収品について証言)

(三)藤原正好(八七・一二V公判被告人)

三、昭和四五年一月八日の事件に関して

(一)当時の時間割(B一〇八の使用状況)

(二)戸上(一)経済史教官。証拠写真にある黒板の休講揭示の出現時期等)

(三)ミルク・カンと雑布(前出)

四、竹中千恵子(前項の意味)

四、昭和四五年四月八日の事件に関して

四・二六付の証拠調請求(一)の全てを援用し、前出の教授会審議経過メモ原本の提出命令を追加請求する。

五、昭和四六年九月七日の事件に関して

(一)医師、浜本多恵子(一審証言の正確性)

(二)当日作成し、押収されている診断書。

(三)中尾麻里子(前項や清水早子らの意味)

六、昭和四六年九月二二日の事件に関して

(一)坂本守信と竹中千恵子(原判決のいう二証人の証言のくいちがいはありえず、不正確な記録と予断に依拠する原審裁判官の責任は重大であること)

(二)山本 聖(原判決が依拠する検察側の有本証人から供述し証言の誤りを確認した経過等)

四被告人が油コブシに存在したことを示す活動ノート(前出)

七、昭和四七年二月一五日の事件に関して

(一)森川佳津子に対する確定判決(前出)

(二)東京理科大、宮内氏に対する処分が無効であるとする昭和四九年九月一九日付の確定判決(教員の警備活動は業務命令の対象ではない。)

(三) a 神戸地検の任海 一が本件と同一現場で生じた事件の公判へ提出した釈明書(本件の被害者とされる吉安、本田は業務に従事していない。)

(四) b 前記事件の七二・一一・九公判調書。(前記釈明書と松下の関連)

四紙飛行機(前出)

(五) 永里繁行(大学当局の意図的通報と、原判決のいう行為時刻には被告人は学外の護送車の中にいた事実等)

一九八三年六月七日(第二回公判)

公判調書によると、裁判官は吉川寛吾、吉田治正、見満正治、検

察官は高橋哲夫である。

検察側証人(堀井)は人定、宣誓の後、主尋問に対して次の点を含む証言をおこなった。

a、昭和四四・一二・三の教授会出席表による出席者数の確認。

b、当日の教授会議事録による審理の順序と投票用紙未回収の経過。

c、松下らの入室時の証人の位置図解。

これらは全て原審判決の唯一の無罪部分(威力業務妨害はなかった)を有罪として行く立証計画に沿ったものであり、現実の総体的な動きや構造、その情況性などに全くふれえないものであった。

被告人側は、島岡被告人らの控訴審における堀井証言速記録を直前に島岡氏から入手し、反対尋問プランを立てていたが、検察側も同様にこの記録を検討して主尋問プランを立てていたらしく、質問の仕方、内容は、より紙上犯罪的に精密化されていた。なお、検察官は前記a、b、cの証言に用いる文書のコピーを裁判官、弁護人にもみ渡していたので、被告人はこれを逆用して被告席を弁護人のとなりへ移動し拡大させることに成功した。検察側の逆共闘ともいえよう。

予定時間が迫ったので反対尋問や、今後の証拠調についての打ち合せは次回に続行されることになったが、閉廷直後、フト証人控室をみると警備員が待機していたのが印象的であった。反対尋問や証拠調請求に際しての被告人の超公判的批判を、あらかじめ想定している裁判所権力の姿が露出しているともいえる。さらに他の前共同被告人の控訴審では判決当日のみ警備体制がしかれたことと対比すると、この公判は毎回が八判決V位相であることを暗示している。



被告人（松下）も、この日、反対尋問の禁止、証拠調請求の全面却下の可能性は想定し、それを越える表現行為の準備もしていたが、この表現行為は警備体制によって抑圧されるようなものではなく、はるかに「的」なものであったこと、および、裁判官らは「怒り」の対象として卑小すぎることは付記しておく。

その際、無数にわき上ったヴィジョンのうち、周辺のなものの一つだけを示しておく、被告人に全ての発言が禁止され、強引に結審された場合、垂直方向の制裁と審理は別として、この大阪高裁における刑事事件の証言としては、一九八二・一一・一二の島岡被告人らの公判における証言が唯一のものになるであろうという予感、そして、このささやかな証言の中にこめられたテーマ断片からも、もし見る人があれば「神戸」大学闘争の本質に迫りうるだろうという思い、さらに、公判に限らず私たちの生涯のさまざまな試みは、このように思いがけない別の窓口からしか何かを視ることができないような構造として、あらゆる抑圧力学に抗しつつ存在しているのかも知れないという感触であった。他の前共同被告人らやこの事件の裁判官が被告人（松下）の発言や証言を率直に、公平に認め、実現させていたら、これらのヴィジョンに到達することはなかったかも知れない。これも一つの逆共闘の成果であろうか？

一九八三年七月二日（第三回公判）

事前に被告人らから強い要請を受けた弁護士（河原）が、被告人からの反対尋問をくりかえし要求したが、検察官、裁判官は強く反対し、結果的には弁護士が被告人のプランにもとづいて反対尋問をおこない、次の点が確認された。

裁判官は長い合議の後で、六対の「V」の魔力に抗し切れずに？竹中証人と戸上証人のみを採用し、判決群については記録取寄はしないが、被告人で入手し提出すれば受けとる、とのべた。これは被告人相互の「A」速さ「V」に気付いている裁判所権力による逆審問でもある。このことを含め、裁判所と検察官による「A」証拠調「V」の圧殺と逃亡を必ず審問する場の創出が私たちに求められている。

そのためにも、次回公判（十月十一日）までに、すでに山本聖証人が有本証人とn年ぶりに出会って、有本氏の七一・九・七ピラ（「門司大里教会」月報 第八二九号参照）が現在も生きていることを相互に確認し（七・一六）、仮装被告総体による六九・二・三「A」未知なるものへの祈り「V」表現を求めての巡礼（二九ページ参照）、島岡、上原被告人の上告過程への提起などが持続している。

前共同被告人（島岡、上原）の上告過程に関しては現在まで私たちは最高裁の反応を確認していない。二審判決文は裁判所を媒介しない仮装被告（団）の努力によって入手し、森川判決、宮内判決と共に証拠として提出準備をすすめているが、これは現在の控訴審が大学闘争の全判決や各被告人と当事者の把握の仕方をここで「A」最終的「V」に批判対象化していく位相にあることの喩であることはいうまでもない。

## \* 京都地裁

京都大教養部 A 三六七号室の「A」占有「V」を認めよ、という仮処分申請書が（自主ゼミ）実行委員会から京都地裁に五月三日の会通信二

a、教授会メンバーの出席チェックは入室時にのみなされ、途中退席者のチェックはなされていない。

b、当日の出席数七六と投票数六三の差はあるが、aの慣例の他に、持続的に投票を拒否する複数の教官の存在によって、どの教授会でも出席数と投票数のズレが生じうる。

c、松下らの入室したドアと、もう一つのドアの各入室時の時刻、態様などは「二審（八二年）」の証言と比べて意図的に有罪立証のため偽証されている。  
（島岡被告らへの）

さらに、本来、教養部改革案によっても教授会は公開される方向にあることが周知の事実であり、実質上、公開されたケースも数回あり、旧秩序回復のための報復的公訴と控訴こそが情況の本質に反していることも明らかになった。

証言終了後、裁判官は被告人側の証拠調請求に関して検察官の包括的意見をきいた。検察官によれば、同意できるのは、森川判決、宮内判決のみ（ただし立証趣旨には異議）、警察側文書、診断書、時間割などは関連があるとしても不同意、提出命令、検察官積明書を含め、のこりの全証拠、全証人は不必要、とくに研究室から大学が押収しているミルク・カン、活動ノート、紙飛行機などは、こういうものを請求する発想自体に異議がある、というものであった。ここには、たんに被告人側立証への反撥というより、はるかに深い関係性の嫌悪と怖れの次元的位階が連鎖していることを見抜く必要がある。権力は、これらの証拠の一つ一つによって、まして総体によって、本件のみならず「神戸」大学闘争圧殺の全構造と方法が解体するのをよく知っており、ひたすら権力的に拒否して対等の論議と立証から逃亡しようとするのである。

一号、時の楔通信第八五号などと共に提出されたのは、一九八三年三月三一日午後であった。この日の午前には通信第八七号が印刷過程に入っているのは情况的な同時性を示している。

仮処分申請書（申請人は過渡的に坂本守信と松下昇、被申請人も過渡的に京都大学長の沢田敏夫、教養部長の渡辺実、ドイツ語教室主任の林功三）の全文は「一〇三通信」第八〇号（連絡先「岡山市津島中一三RB三〇二」）に掲載されている。また第八〇号に続く第八一「V」号には仮処分申請に対する「A」京「V」大進歩派教官への根底的批判が掲載されているので併せて読んでいただきたい。また「一〇三通信」各号は、七月八日の却下決定に対する「七・一九」付の即時抗告申立書に添付されている。

事件番号として昭和五八年（ヨ）第二六三号のこの事件について、公判未開始のまま申請人、被申請人を別々に裁判所（第五民事部）に呼び出す審尋がおこなわれた。申請人が出席した日付と内容の要点は次の通りである。

四月六日（第一回審尋）

申請人の一人（坂本）は二月の負傷の後遺症で出られず、もう一人（松下）は A 三三七へ送られ、当局によって返送された郵便物を含む証拠を持って、裁判官（宮地英雄）と（自主ゼミ）をおこない、もう一人の申請人や代理人弁護士を逆用して次回以降に持続させた。同じ日の別の時間帯に被申請人三名（新教養部長西村、事務長補佐林、ドイツ語教室元主任高木の各氏）が審尋の場に出席。

四月九日「一二日付で（鈴木れい、その、）から申請人として（一



内の主体を追加し、申請理由を追加する申し立て。八二・一〇と八三・二に（自主ゼミ）実行委が出したビラを添付。

四月一四日付で被申請人の答弁書。指定代理人として大阪法務局から三名（西川、前田、北村）、京都法務局から二名（森野、北村）教養部から部長を含む教官六名（西村、岩橋、高木、小島、井口、林）、事務官二名（森田、林）、経理部事務官二名（岸本、樋田）が登場した。内容の要旨は、申請の却下と、申請の不適法性である。前者の理由づけを国有財産管理の立場、後者の理由づけを自主ゼミ実行委の民訴法四六条にいう団体の資格の欠如および大学が当事者適格をもたないことに求めている。

四月一五日付で申請人から申請理由補充書。この中で双方の当事者の流動性を積極的に把握すべきこと、保全の必要性と切迫が強調されている。申請人の一人（浜本）も別の文書でA三六七にある証拠品と高松、松江の裁判の關係などを具体的にのべている。

#### 四月一五日（第二回審尋）

申請人（坂本、松下）は前記の文書群を媒介して論点を深化させ、裁判官を八弁護士として機能させつつ、大学側が申請を却下させるための論理として「実力排除しない」と答弁してしまっている点、大学側が本訴を提起すれば仮処分申請は解消的に止揚される点などを公的に確認した。

四月二二日付で被申請人は疎明資料を提出した。一号九号証の中には、七四年のA三六七占拠段階の教養部代議員大会議案書やビラのコピー、神戸大学教養部広報第二五号部分コピー、岡山大学坂本処分関連文書コピー、現ドイツ語教室主任岩橋 保の陳述

書が含まれている。

四月二八日付で申請人から、被申請人の国への追加的変更と、答弁書批判および反批判の要請。（後者は実行されず、国へ大学が自主ゼミ側の論理に屈伏したことが示されている。）

四月二八日付で（鈴木れい、その、）から共同訴訟参加申立書提出。これは前回の審尋で申請人の追加を認めないとのべた裁判官の方針を転倒するためにおこなわれた。この後、裁判官の意識の中でも申請人と参加人の区別が存在しなくなっている経過は重要である。

#### 四月二八日（第三回審尋）

申請人（坂本）は、陳述し訴訟行為を浜本さんに委託して非在し、浜本と松下が出席。前記の文書群をめぐるやりとりの場に浜本さんの入室は許可されなかったが、内容的な参加が本質的に実現されて行く契機となった。

五月一三日付で被申請人は鈴木れい、鈴木その、浜本多恵子の参加に対する異議申立の意見書を提出。理由は「訴訟の目的が当事者の一方及び第三者に付き合一のみ確定すべき場合に当たらない」という形式的、低水準のものであるが、注意すべきは、具体的に参加申立文書を提出していない浜本さんを異議の対象とし、（鈴木れい、その、）の最後のを抹殺していることである。逆にいうと、の沫殺が浜本さんの参加申立方法の性によって転倒されてもいる。

五月一七日付で（竹中まい、とき、みなし竹中千恵子）から補助参加申立表現。子どもたち（六才、四才、二才）の表現は四・二三

の神戸大教養部教室群（A四三〇）における自主講座への参加（登校や登園を自発的に放棄しつつ）をへて作成されており、表現論としても重要性をもつ。（三二ページ参照）

五月一七日付で申請人から最終意見および被申請人主張・書証への包括的批判を文書リストと共に提出。（正本ドイツ語の本、パンフ時の楔、（古本）市に関する八〇・四および八一・四のビラ、時の楔通信第八七号、A三六七の写真一二枚を含む）

#### 五月一七日（第四回審尋）

申請人（坂本、松下）の他に審尋開始前から審尋の場を占拠していた鈴木れい、鈴木そのも参加した。申請人側の主張を弁護士水準の判断で整理し提出せよ、というこれまでずっとなされた裁判官の要求を転倒するかたちで、申請人らの主張を補強し正当性を認めている烏丸法律事務所の弁護士（徳島地裁の一）公判過程をへて提出過程の仮装の本質を了解しうる人）の申請人あてメモのコピーが提出された。裁判官としては専門の弁護士を選任させ、全ての参加人を却下し、申請内容を法的言語の秩序性におしこめること、あるいは、それ以前に弁護士から勝訴の見込のないことを説得されるのを期待していたのかも知れないが、申請人側は、弁護士とも打ち合せしつつある、といって審尋の回数を（従って八占拠の期間を）のぼし、弁護士存在の対極にある参加人（それも子どもが主体）を続々とくり出し、反証が不可能なまでに被申請人の主張、書証を批判しているのである。しかも裁判官も知っている「あの」弁護士まで非公式なメモではあれ「（申請人の主張は）ひととおり筋が通っており、これを撃破するのはむづか

しいと思われまます」とのべている！裁判官は不気嫌にだまりこんでしまった。かれは、やっこのことで被申請人を三・三一申請段階の学長、教養部長、教室主任個人とするのか、役職組織にするのか明確にしてほしいことと、子どもたちの法定代理人の証拠を提出してほしいことをのべて、今回でうち切ろうとしていた審尋をさらに持続することに加担せざるをえなくなった。

六月二日付で申請人から、本件の当事者資格について文書提出。要旨は

- 一、被申請人は形式的に国とするが、同時に申請段階から現在までの各役職にあったものを全て含む。すなわちA三六七抑圧にかかわる機構個人を全構造を被申請人として対象化する。
- 二、A三六七を公開の位相で使用するもの総体が対等な申請主体であり、申立手続上から申請人と参加人の区分がいられていないにすぎない。これは訴訟参加に関する全ての前例と決定的に異なる特性である。（この特性はA三六七の空間性や情况的意味の特性と深くかかわる。）

六月二日付で浜本から現場検証申立を文書で提出。

#### 六月二日（第五回審尋）

申請人（坂本、松下）は、身体的条件の他に当事者資格についての提起の趣旨からも積極的に非存在し、開始したがらない裁判官を説き伏せつつ、竹中、浜本、鈴木（れい、その）が自主ゼミをおこなった。当事者性については論点が更に深化して、子ども法定代理人にこだわる発想の根拠が問い直され、子どもやこそが真の申請主体であるというテーマが明らかになった。これに関



連して、五・一七に提出した子ども達の参加申立表現(別表)が、まだ相手方に送付されてないことが判明したので、六・二付現場検証申立(別表)と共に必ず送るよう要求した。なお参加人(竹中)から書証の追加(九州教区総会に対する建議案とピラ)をおこない、参加やテーマの範囲が可視的に裁判官が想定する範囲をはるかに越えていることを示唆した。(二八ページ参照)

六月九日付で鈴木そのを鈴木れいの法定代理人とする過渡的疎明資料として住民票謄本を提出。この提出は家族制度に規定される法体系を転倒していく過程での生誕し参加の位相からおこなうという文書を添えてなされている。

六月九日付で浜本から六・二付現場検証申立への補充書を提出。民法一三一条にいう「訴訟関係を明瞭ならしむる」ための「現場」を対象化する責任が裁判所(や私たちのそれぞれ)にあること、大学側は実質上、申請人と参加人の共同占有を認め、個人を區別せず対等に扱っていることが強調されている。

六月一三日付で(竹中まい、とき、みなり竹中千恵子)から補助参加申立補充書(1)を提出。ここではA三六七空間(子どもたちにとっては、古本市)の名で親しまれている)へのかかわりが、現在の教育制度のみならず、風土、宗教、国家をふくむ全幻想領域との対峙としてもなされていること、このような空間の存在さえ包括しえない機構は必ず子どもたち(や今うまれつつある何かの生命)が対象化する「暴力」によって滅び去るであろうことが予告されている。

六月一四日付で被申請人から、竹中千恵子、まい、みな、ときの補助参加に異議を申し立てるといふ意見書提出。ここには理由が全

く記されていない、それ自体で異議の成立不可能性を立証しているだけでなく、子どもたちの表現に対する根源的恐怖もかんじられる。

七月八日付で仮処分申請却下決定(第五民事部の裁判官、宮地、下山、小野)は、却下の理由づけ以前に構成上の誤りを犯している。すなわち決定に至る経過の記述に際して被申請人の認否、反論があったことまでを記してはいるものの、これに対する申請者側の批判、証拠調請求、現場検証申立があったこと、被申請人から全く弁明、反証がなかったことを記しておらず、判断の公平な基準の欠如が開示されてしまっている。

申請や参加を却下(棄却ではない)する理由も不正確を極め、書証をほとんど読みこなし得ていない。まして「現場」の緊急性(状況性にふれうる資格のないことが明らかになっている。決定全文は関連資料と共にA三六七で回覧可能)が必要。

七月一九日付で坂本、松下から  
七月二八日付で(鈴木れい、その、)から  
七月三〇日付で浜本から

八月四日付で(竹中まい、とき、みなり竹中千恵子)から即時抗告をおこない、いずれも七・八決定を取り消し、本件仮処分申請を認め、共同訴訟参加および補助参加を認め、本件に関する全ての訴訟費用を被申請人に負担させる、との裁判を求めているが、申立理由は、それぞれの必然性に応じ、かつ時間的重層性(送達時のズレを媒介する)を応用して極めて多彩な内容になっている。ただし、即時抗告一通について収入印紙二、二五〇円、郵便切手八六〇円数組の納入が命令されてきており、n重の送達費用をふ

くめて訴訟費用の負担が(一)公判をたんに経済的に抑圧して

るといふにとどまらず、このような裁判の経済的側面の対象化(解体の必要性も重要なテーマとして現われてきている。(東京地裁)高裁の項一三三ページ参照)

前記の経過と平行して次の事態が明らかになってきた。

七月二十九日 A三六七号室内に京都地裁執行官(藤岡二郎)名で仮処分公示が掲示された。これによると債権者は国、債務者は松下坂本、鈴木、浜本、竹中であり、執行官は債務者らの占有を解いて保管した上で債務者らの使用を許すことである。文中に昭和五八年(即ち第一三号仮処分決定という言葉があり、国側の新しい仮処分申請の可能性が想定されたが、決定正本は八月に入ってもとどかなかった。そこで

八月四日 債務者の一人(松下)は竹中まい、とき、みなと京都地裁へ出かけて七・一九付の国側の新しい仮処分申請や写真を含む八つの書証、七・二二付の決定(第五民事部)などを閲覧し贄写請求した。

八月八日 決定の送達のおくれ(八・四以後とどく)を批判しつつ債務者側の決定内容への異議申立の意志表示を文書で提出し、内容的展開は、記録謄写入手後に詳細におこなう、と通告した。これによって仮処分公判(第一回は九・五)が開始されることになり、一九七一年四月の神戸大A四三〇研究室に対する国側の仮処分申請(決定)異議(公判開始の回路が、十年をこえて再び巡ってきたこと)になる。しかも国側は八・二五付で本訴を提起したので(自主ゼミ)側は研究室公判をふくむn次の(一)公判における経験を応用しつつ、新たなテーマ群に統一被告団(原告団)位相

でとりくむ契機を手につつある。

ところで三月(七月の仮処分申請(第一次)と七月(国側からの仮処分申請(第二次)や八月の本訴(第三次)の関連をみると、第一次は第二、三次をうみ出した「卵」の位相にあり、第二次以降の過程は、国(大学が(自主ゼミ)の場合に公然と持統的に登場せざるをえなくなったことを示している。また国側の代理人を比較すると第一次の教官六名が姿を消しているが、これは教官存在の大学闘争責任追求を怖れてのことであろう。しかし立証段階ではいや応なしに「団交」に参加させられるのは自明である。一方、第二、三次において国は申請人を五名に特定し、子どもたちや無数の参加者を抹殺している。これは公判過程で転倒されねばならないが、それと共に国側が、第一次の請求者二名と他の参加人を必死で分断しようとした論理を第二次以降、自ら解体させてしまっているのは示唆的であり、十分に逆用しうる。

## \* 東京地裁(高裁)

### \* 第一次訴訟(高裁民事第一部)

一九八三年三月一六日の民事第一一部の判決は第八七〇号にも記したが、一部に校正ミスがあり、正確には

- 一、人事院審理再開請求却下
- 二、賠償請求棄却
- 三、参加申立(清水早子)却下



四、訴訟費用は原告と参加人の負担である。

三月二十五日付で控訴人（松下、清水）から控訴申立書が、四月九日付で控訴申立理由書が提出されており、理由の要旨は、まず判決項目に対応して

一、人事院が昭和五七年三月二十六日付で政治的に判定を出したことに依拠して再開請求を却下することはできない。判決は三月の人事院判定後に原告から東京地裁に対してなされた判定取消請求および本件との併合請求を分断受理する権力性の下で、本件の弁論続行、記録訂正の申立など審理の本質的条件創出の試みを全て無視してなされている。

二、十年以上も審理を放棄した人事院に違法はなく、「その余の点について判断をするまでもなく」賠償請求を棄却するという判決理由は、いかなる正当性ももたない。裁判所は自らの業務感覚から、審理の十年以上の放置と政治的再開と結審が、いかに異様であり、n 事性の厳しさをもつかにふれえない限り、本件を論じる資格も前提がない。

三、すでに昭和五六年九月四日以来、くりかえしなされた清水早子の参加申立表現に対して人事院側は異議を申し立てずに他の弁論、主張をおこなっているから民訴法第六七条「異議権の喪失」に当り、却下の対象となりえない。

四、民訴法第三六一一条により訴訟費用に関する控訴が禁じられているが、この条項自体が憲法第三二条（裁判をうける権利）をふくむ法の未来的構造（国家機構に対する個人と非国家的集団の<sup>訴訟</sup>訴訟費用は全て国家が負担しうる度合でのみ国家の非抑圧的

正当性が国家からも辛うじて主張されうる。）に違反していることをのべ、さらに

五、一八九二・七・一〇付の提起（註——第八七〇号一四ページ参照）に対応する入訂正Vがなされていないのは民訴法第一四六条違反であり、その他判決理由総体の批判は今後、具体的に立証していく。

六、この構成をもっている。

一九八三年六月二十九日（第一回）

高裁第一号法廷は午前十一時から三〇分間で十件の審理が予定され、まるで秒さみの交通整理的な訴訟指揮がなされていた。裁判官（小堀 勇、吉野 衛、山崎健二）は、平身低頭する各事件の代理人に次回期日をいい渡すのが主要な業務のようであった。これらの中で、原告側代理人弁護士のない昭和五八年行コ第三二号事件が異様なにおいを放っていたのは当然かもしれない。

裁判長（小堀）は原告（松下）に対し、痴呆的な驚きの表情を浮かべながら、「弁護士をたのめ、参加申立はとり下げる」とくりかえし、原告からの反論も全く経験のないためか理解できず、むしろ傍聴席の法律専門家たちに、ざわめきが広がった。（その中の一人は閉廷後、廊下のベンチにすわっている原告に語りかけてきた。）

被告側（人事院と国）代理人は、控訴表現が全く判らないから、といったい所を、共通して担当している第二次訴訟の原告からの六・一一付提起（後出）で楔をうちこまれていたために、「答弁書は、いくつか求釈明してから出すが、一言でいうと控訴棄却を求め、

八五〇号三七ページ参照）

七、東京地裁第二次訴訟で人事院側が本年七・一五付で出した答弁書

八、時の楔通信第八七〇号14と19ページ

九、法律扶助協会の本年四月段階の扶助拒否決定と通知

の、それぞれの部分的コピーを疎明資料として添付することによって

α、一七七に関する裁判や、人事院審理において職業的弁護士が加わっていない意味の重要性。仮装原告団の十年来の試みの現在性を八から把握すべきこと。

β、九の拒否は、民事訴訟は当事者本人がやるべきであるとする弁護士や協会職員の共闘的見解と連続していること。

γ、原告の出廷如何にかかわらず、今後は参加人を中心において審理をおこなっていくべきこと。

を強調している。（公判前に郵送）この文書と、これまで何回も出してきた申立書のちがいは、一つには参加の問題に全く無経験な裁判官（高裁）を媒介して十年来の参加のテーマを具体的に対象化するため総体的な資料の提出を開始していることであり、もう一つは、一回ごとの原告の出廷条件でなく、恒常的不在を前提として審理の条件が提起されていることである。

原告からは参加人を媒介して、○一番公判期日の延期を人事院に国が数回にわたり申し立てた時の理由書、○原告が七三年九月の東京都人事委員会審理（菅谷処分をめぐるもの。なおこの審理は都立大進歩派教官かつハイネ研究者の井上正蔵の証言に先立つ宣誓時に、松下と解放学校参加者たちが起立しなかったことを理由として永続

ということです。」とのべたのみで着席した。原告が「求釈明」に応じようとすると、審理予定？の数を大幅にこえていることにあり、かつ原告の訴訟行為を認めたくない裁判官は、これを制止して次回期日を決め、次の事件のへ交通整理Vに移った。

なお、この日の傍聴席には、二月に京大A三六七から巡礼を開始した中尾さんが出廷しており、第一二次の訴訟への参加の準備をしていたのが重要な意味をもっている。

一九八三年八月二十九日（第二回）

原告（松下）は、次の要旨の表現を、清水早子の（共同訴訟）参加：申立書（昭和四六年一月一日の研究室仮処分公判への神戸地裁→清水の呼出状うつしを添付）と共に参加人の中尾さんへ提出委託しつつ六甲でn 事的な作業を持続した。原告の八・二九付の表現は、第一回公判における裁判長の発言を批判しつつ

一、神戸大A四三〇研究室の仮処分に対する松下まや、松下未宇の補助参加を示す裁判所の昭和四六年六月九日付の補正命令

二、前記に関する一九七一・一二・五公判調書（多くの補助参加人の訴訟行為が認められ、詳細に記録されている。）

三、前記に関する昭和四八年六月一日付の判決（五月三日の会通信第一五号三九ページ参照）

四、前記と併列して進行していた研究室使用妨害排除等の事件（本訴）の昭和五一年四月二十八日付の第一審判決（三六で参加人と松下は対等に扱われている。）

五、同前五二年六月二十九日付の第二審判決

六、同前五三年四月一三日付の第三審判決（四六の意味は第



的に宙吊られている。)の会場から人事院公平委にかけた電話の聴取記録、㊶七一年七月の六甲における審理記録テープの有無の確認ないし提出要請を試みたが、高裁は原告の不出頭し巨大な提起への本能的恐怖もあってか中尾参加人の発言をきこうとせずに退廷して合議し、結審と次回(十月五日)の判決を言渡した。

これに対しては九・一付で、仮装原告団から根底的批判としての異議と、弁論再開申立書が提出されている。(一)公判の参加から情況的に最も入おかれている裁判官らは、いつか必ず自らの入罪にふるえ、おののくだろう。いや、すでに……?

### \*第二次訴訟(地裁民事第一九部)

一九八三年四月二日(第六回)

原告(松下)は非在しつう四・九付の申立書を作成し、参加申立却下後、四・一一付で即時抗告を申し立てている小野氏に提出を委託した。四・九付の申立書は

一、京大A三六七の切迫と裁判準備

二、第一次訴訟の控訴費用前納(印紙切手代約二万円)費用が今回の出廷費用に対応してしまう。

三、法律扶助協会による弁護士の出現不可能性の度合だけ参加人の重要性がまず。

という点を指摘して訴訟行為を参加人へ委託することを意志表示している。

裁判官は穴戸達徳から今井 功へ交代しており、前回までの経過の必然から人事院側は答弁書を提出すべきであったので裁判官がたずねると、人事院側代理人は、裁判官交代を逆用して、またもや原

告のということが判らないから提出できない、と居直った。さらに、却下されたはずの小野氏が四才の娘を傍聴席において原告席を占拠しているのに異議をのべかけたが、即時抗告中ときいて引き下った。裁判官は原告出廷まで様子を見ろという感じで次回期日のみを決めて閉廷。

一九八三年五月一九日(第七回)

前回の公判で、裁判官人事院が原告の非在を主張の判らなさへ審理の宙吊りへ固定化する傾向がみえたこと、および原告団がそれに対応し抜く根拠が十分に形成されえていないという判断もあって原告(松下)は、首都圏の人々との多彩なテーマ討論の一つの不可欠の環としての法廷へも出かけた。

公判調書が記録していない問答の要旨は次の通りである。

裁判官(今井)——人事院側は原告の主張が判りにくいので答弁書を出せないといっているが……。

原告——どこが判らないか求釈明してくれば、ここですぐ答える。

人事院側代理人——どこが判らないかということも判らないので質問の仕様がない。

原——それは代理人のいうべき言葉ではない。(この瞬間、法廷全体が蒼ざめる)

裁——(カン高い声で)それはこちらが判断することだ。

原——全表現を卒直によめば、だれにも判る内容なのだ。人事院側や裁判官の予断が問題。

裁——専門家からみて何をどう問題にしてくれといっているか判らないから、かき直せ。

原——表現の持続は勿論おこなうが、原告がいることできけることはきけ。また答弁書提出し実質審理開始を確約せよ。

裁——(他事件で傍聴席にきて待っている人々の関心を気にしつつ)ともかく、今日はこれで終る。

原告は、よこに坐っている小野氏にも発言をうながし、小野氏は、開廷前に提出した「訴訟の進行に関する意見書」にもとづいて、原告の本質的出廷に対する人事院側の本質的不出廷の責任を公判総体を把握する視点から語った。書記官や傍聴席の人々など、タテマエに拘束されない人々は熱心にきき入り、この事件の何かを感じとっていた。

閉廷後の原告団の討論テーマの中心は、この公判への参加過程でこの十一年間に(一) (闘争) 公判から入離脱している人々関係性を具体的に巡礼し、その問題点を全参加者の生活し状況把握と対応させつつ共有し、公判へも応用していく、ということであった。これは六月二〇日に小野氏と村尾氏が愛知県の川合氏に会いに行き、七月に川合氏に会いに行つた矢野氏の現在の入川合化を対象化した。この京大A三六七での自主ゼミ(n年性の各人の(自主ゼミ)やテーマ把握のズレの根拠の検討など)を八月二七日に企画するという形でも現象しているがA三六七への到達はまだ不確定のまま闇につつまれている。

仮装原告団は六・一一付でこれまでの主張をさらに具体化する文書を出した。内容は前年の二・八付の文書(第八七号一七〜一八ページ参照)と基本的に同じであるが、「専門」家の関心を引き出すために人事院規則の各条項を交差させ、五・一七公判の「専門」家たちの退廃を激しく批判している入門司大里教会月報

第八二六号の記事を添付しておいた。これは有効な打撃を与えていく。

一九八三年七月二五日(第八回)

原告は非在したが、新しい補助参加人の中尾さんが、小野氏と開廷前から討論と準備をへて参加した。南山大学闘争過程での出会い以降、十数年ぶりに再会したことの意味が、参加を媒介して具体化しつつある。

小野氏の補助参加申立却下に対する即時抗告は六・七付で棄却されており、これに対する特別抗告も七・一五までに却下し棄却される可能性が大きかったが、小野氏が特別抗告状を原審裁判所である高裁へではなく、直接に最高裁へ送ったことが結果的に幸いし、最高裁は七・一四付で高裁への移送決定をしたものの七・一五までに高裁から逆送させ却下するに至らず、参加人としての資格は七・一五公判にも持続することになった。

小野氏と中尾さんは、開廷前に書記官室で記録を閲覧し、法廷で中尾さんは七・一三付の(補助)参加申立書を出した。この申立は参加人原告団総体のたんに出廷の困難さのみならず存在の困難さを突破する(補助)参加という方向性をもっており、中尾さんは原告席を小野氏と共に占拠して発言を展開した。人事院側は原告の六・一一付表現によって批判され、かつ六・二九の第一次訴訟第一回控訴審以後の重層審理を認めざるをえなくなり七・一五付で答弁書を出したが、裁判官は参加人らの要請にもかかわらず原告へ送達すると主張して参加人への手渡しを拒否した。ただし閉廷後、原告側に共感している書記官の対応により青焼コピーを入手できた。法廷



では裁判官が次回期日をきめて終了しようとする直前に、中尾さんから今後の審理のあり方に関する七・一五の付の要請書を提出した。ここでは現在の裁判機構の矛盾、とりわけ首都圏において機能主義的に処理しつつある現状が、前例のない審理対象の方法を必然化させてきた(一)闘争の視点から批判されはじめている。

人事院側提出の答弁書は、昭和五十七年三月二十六日付の人事院による処分承認の判定、これに依拠する昭和五十八年三月一六日付の第一次訴訟判決をふくむ書証によって、第二次訴訟の法的無効化を意図しているが、逆に、今後の過程は第一、二次訴訟の関連、その背後の人事院審理を含むn事闘争、それにかかわる全てのテーマの(一番問)を引きよせてくるであろう。

一九八三年九月九日(第九回)

原告は答弁書批判の表現や書証(第一次訴訟判決に対する控訴申立理由書などを含み、本質的併合の素材となりつつある。)を参加人に委託して非在。詳細は次号でのべる。

## \*△岡山▽地裁

RB公判は構造として次のα、β、γのように複合的交差を示して展開しており、それを媒介に、いくつもの大学闘争の十一年性にかかわる重要なテーマが具体化している。

α、宿舎RB三〇二に対する大学と国の明渡し要求を転倒する処分取消請求事件。

大学と国の代理人(片山)は、いくつか反対尋問を試みたが、思うように運ばず、方針を立て直すためにか尋問を次回に延期した。

一九八三年八月二十四日(第三一回)

この日の小松富美代証言は、法廷水準での被告に対する応答以上に、次回に小松芳文証人の証言を実現することに証人を含む仮装原告団がどのようにかかわるかの媒介として重要性をもっていた。第八七V号三一―三二ページに記したような困難さを前にして十年間の沈黙の中に沈む小松氏の八証言VはRB公判のみならず(一)公判の各過程総体のテーマに深くかかわっており、公判前夜まで小松氏は配偶者の富美代さんに対して、証言しないと意志表示をしていた。松下を含む仮装原告団は小松氏らと電話による自主ゼミをおこない、その結果、松下が次回公判で補助参加人として質問すれば証言の方向へ踏み出している、という確認が得られた。電話の後の小松氏は、さらに構想を押しすすめて、八・二四公判に参加する富美代さんと史君に、証言する意志がある、と記した裁判所あて文書を委託した。

この文書に至る一晩に十年間の八沈黙Vの深さと速度が含まれており、それをうけとめ対象化し応用する責任が仮装原告団にある。

法廷では国と大学の反対尋問に対する応答の中ですでに小松氏の重要性が富美代証言の補強と深化、なによりも処分説明書の行方のカギを握る主体として具体的に示されていたために裁判官は関係性の加速度にいられて小松証人の採用を決定した。しかしこの証人は本人尋問前の最後の証人になる可能性が大きく、その意味は国と大学、裁判所が想定するよりもはるかに重い。今回は一月一六日。

一九八三年四月二七日(第二九回)

第八七V号三二ページに記した前回公判の経過との関連で小松富美代証人が七三年坂本処分の理由と手続の不当性に関して証言を開始した。証言は、たんなる法的な不当性よりはるかに深い領域からなされ、六九年入学時の大学のヴィジョン、卒業にかかわる単位についての教官の態度への失望、自己史の飛翔をかけた出会いの場としての一〇三教室の意味が明らかになった。「そこに行かなくては先にすすめない」という思いで七二年一月に出かけた一〇三の自主ゼミに「今でも参加しています」という言葉が印象的であった。

一九八三年七月六日(第三〇回)

小松富美代証人に対して原告(坂本)から主尋問の持続。昭和四七年一月二三日と同四八年一月一七日の教官会議は単位制を追求してきた学生を主体とする拡大自主ゼミとして開かれようとしたのであり、同年二月二日の一〇三教室のドアの解放を含めて、その行為を原告におしつけ処分理由にするのは事実性からも反すること、同年三月の入試期間中に原告が一〇三教室地下のピットに存在したのは、大学闘争における二四時間性の問いとして家族や職場をふくめ現在まで私たちの生存の場と様式に投げかけられており、可視的にもとじておいて処分理由にしたのは大学当局であること、同年五月八日に一〇三教室で教養部長(田代)から原告へ強制的に交付された処分関係書類は、小松芳文氏の手によって、どこかへ持ち去られ、その過程を証人が、当時、小松氏と同居していた部屋の情景を含めて確認しており、原告には十年以上もどいていないことなどが明らかになった。

β、RB三〇二に居住してきた坂本氏と家族に対する生活保護変更決定、審査請求棄却裁決の取消請求。

一九八二年一月一日付の提訴以来、現在まで公判は開かれていないが、提訴と同時になされた執行停止申立に対して昭和五八年三月九日付の却下決定があり、これに対する同年三月一八日付の即時抗告(坂本、浜本)に対し、坂本氏への棄却、浜本さんへの却下が同年七月一四日付で同一決定文書で出され、同年七月二三日付で特別抗告がなされている。決定内容は次号で批判するが、決定の送達過程にも少くとも三つの重要な問題が含まれている。第一に、浜本さんが申請人の一人になることや、京大A三六七を住居としてかかげつつ送達受取先を池上正人氏(職場)と(郷里)へβについてのみ巡礼させていることの背後にある△岡山▽大連続シンポのテーマの模索状況が注視される必要があること。第二に、前記の七・一四付の決定は三・一八付の即時抗告が(浜本さんの筆跡により、坂本、浜本の連名で出されているにもかかわらず)浜本さんの送達受取人の池上氏が三・九付の決定を入手するのが三・一〇であるが、この送達方法への異和表明を含めて、かれが松下経由で浜本さんへとどけたのは三・一四になり、一方、RB三〇二の坂本氏あての決定を浜本さんがRBの△片山Vとして不在配達通知を介して郵便局で入手するのが三・一四というズレがあるために、高裁は一週間内に即時抗告をしたものとして坂本氏に対してのみ内容の判断をふくむ棄却、浜本さんに対しては期限のおくれを理由とする却下の決定を出しているというn重の八ネジレVが出現しており、これが各当事者(裁判所を含む)によって十分に意識的になされてきていない度合だけβ公判の今後のテーマが対象化に値するということである。



第三に、このような執行停止申立事件の経過自体によって、記録が高裁、最高裁へと移送され、地裁での公判日程が遠ざかるという関係性である。これは刑事裁判における制裁判決の出現と記録の移送によって公判がおくられてくる経過と、どこかで共通し、かつより情況的な深さを帯びていることを感じさせる。

r、裁判所に対する提訴はまだであるが、不可避的に出現してくるであろう裁判の(一卵)を素描してみる。

一九八三年五月二六日付で坂本氏は、RB三〇二の住宅扶助を生活保護法によって申請したが、福祉事務所長は六月二〇日付で却下した。RB三〇二に対して国側が七三年五月以来、明渡請求をし、それに応じないため使用料の三倍の損害賠償請求をしており(第八四V号二三ページ参照)、住宅扶助として認定できないとする判断から却下が理由づけられている。

これに対して八月一七日付で知事あてに審査請求書が提出され、申請と扶助の必然性を詳細に展開している。(うつしは岡山山大学祭への参加を媒介しRB三〇二で回覧可能)論点のユニークさの一つは、RB三〇二を住居として処分が認められるのであれば(認めずに移転を指導したことはない)、損害賠償金(少くともその三分の一の使用料)を扶助するか、申請人の住居たるRB三〇二を維持すべく、RB公判(a)の原告側に補助参加し、訴訟費用を扶助せよ、という主張である。

この審査請求の段階で、すでにrはβ、αと深く交差させられているが、今後、この請求に棄却の判決が出され、その取消を求める提訴を坂本氏がおこなえば、裁判所機構としてもα、β、rを八併合V

して審理せざるをえなくなる。岡山地裁の民事担当部は二つしかないから実務的にも併合は不可避である。  
本質的には、RB・α公判の一〇三闘争と処分、RB・β公判の生活し家族、RB・r公判の処分し住居のテーマが一挙に連環的に審理されはじめるという意味をもってくるのであり、第II部二四ページのテーマ群と共に大学闘争の生活し存在過程における重層的持続の場を創出しつつある。

## \* 高松 高裁

昭和五五年行コ第三号事件(控訴人・浜本、被控訴人・徳島大学長)は、第八七V号三四〜三五ページからの連続では次のような経過がある。

一九八三年四月二五日(第八回)

前回は採用された桑原 章証人(七二年に大学院を「自主」退学し、現在(愛媛県立病院勤務)の証言がおこなわれ、控訴人と代理人(古家野)の質問に対して次の点が明らかにされた。

- a、浜本と同期であり、七一年三月に大学院の在学期間延長を特に注意し条件付でなく認められた。
- b、山本光代の処分理由とされる事件に青医連の責任者として参加した。
- c、山本を保証人にしたことが七二年三月の浜本八処分Vの主因であろう。

証言の全体は、記憶にある水準で平明、簡潔になされたけれども、

闘争や行為の評価を大学側がどうみるかは勝手であるとか、徳島大闘争での死者の問題は直接にその人と話したことがないので判断できない、というように自他の判断のズレを事実説明のメスとしてでなく自らの現在のあやうい平衡状態を維持する枠として行使していたことが気になるところであった。

一九八三年六月一五日(第九回)

今後の証人採用についての議論が中心テーマとなった。控訴人側は、浜本の研究内容、実績が大学側証言と反することを立証するため石村泰子(当時の共同研究者)、京大A三六七にある資料やカギ束群の当局による留置し破棄可能性との関連において山本光代、今井勝行を早急に採用するように要請し、裁判官(宮本、早井、山脇)は合議の後で石村証人を採用した。次回は一月二日。なお、山本光代さんは、(自主ゼミ)から送付された通信第八七V号に関して、公的には?沈黙したまま生活にいそしんでいるようである。

前記の控訴審を担当している高松高裁民事第四部には、もう一つ浜本多恵子を控訴人とする昭和五八年(第)第四号が係属している。しかし第八七V号三五〜三六ページに記した八ありえないV判決を媒介している奇妙な控訴審である。

一九八三年五月一八日の第一回公判では、裁判官は一審判決に至る経過と控訴人の主張の前代未聞性に驚きつつも何とかして一審裁判官(大月妙子)の視点で事態をとらえようと控訴人に質問し、的確な応答によって事態の深刻さにやっと気付きはじめた。

一方、被控訴人(徳島大学)の立場も奇妙なものであり、一審で原告(浜本)が被告を学長から大学へ変更する申立をしたとき、原告への裁判官の撤回勧告にもかかわらず被告は変更し異議はないとのべ、しかも、その後の「判決」(学長にも大学にも当事者能力がないとする)に異議(控訴)を申し立てないまま被控訴人として四・二五(もう一つの公判期日)付の答弁書で一審判決の詐欺の口を代理しつつ控訴棄却を求めている。

このような増幅する奇妙さの本質を直感的に気付いていたのは以前に徳島地裁行ウn号事件群を担当し、n回の忌避や参加やりの嵐をくぐっている右陪席の早井博昭であったかも知れない。裁判官らは早くこの奇妙さから脱出するために終結を宣言しようとした。

控訴人の証人申請(一審の書記官)は、記録で確かめるからいいのではないかとという左陪席(山脇)の意見で宙吊られ、五・二〇付の弁論再開申立書も無視されたまま、第二回公判(六月二〇日)。控訴人は身体的条件の悪化から徳島県立中央病院救急外来にいたることをしられ不出頭)で判決が出された。

この判決は八奇妙にもV一 公判過程における唯一の八勝訴Vである。というのは、原判決が取り消され、八二・一一・五の忌避し位相での訴の取下げ後の一審、二審の訴訟費用は被控訴人(大学)の負担とする、としているからである! これら総体の意味は今後さまざまな方向から対象化されるべきであろうが、一つの応用がすでになされている。七・一二の判決確定後、浜本さんは松江の事件の訴訟費用の支払残額を前記の八勝訴Vによって入手する訴訟費用から納付するという申立を七・二六付で松江地裁昭和五五年(わ)第四七五二一号被告(団)の名でおこなっており経過が注目



される。

## \* 最高裁（△南山▽大〓上告審）

南山大学闘争の上告審過程を把握することは、第八七〇号三七〇四二ページに記した状態に自分が不可避免的におかれたとして今なにをなしうるか？と問う深さでだけ可能になるであろう。これは全ての（一）（公判）過程について原則的にいえるが、とりわけ、この上告過程についてはまる。

最高裁による趣意書提出期限は当初八二年九・九であり、三カ月の延期申請（南山大当局との交渉過程の重要性を理由とする）が二カ月だけ認められ、その期限の日付で国選弁護士（α）から趣意書を提出したものの、大学当局との交渉は開始されたばかりであり、関連するテーマ群を包括して上告過程に応用していくためには、無限の時間と労力が必要とされる予感を抱かざるをえない。

秩序性のプラス・アルファ許容度からも限界であろうと思われる八二・一二・九（九・九からの三カ月延期申請）内に被告人（竹中）が最高裁あてにおこなった提起は、一一・九の電文による上告趣意（一序）、一一・二二付の河原弁護士（γ）の趣意書（夏にかかれていた）をふくむ（上告趣意）補充書（一）、一一・二九付の内河弁護士（β）の趣意書（未完）提出予定を強調する（上告趣意）補充書（二）であり、南山大当局との△団交▽の実現が同時的に追求されていた。しかしβの文書も大学側の会見受諾も八三年にくりこされ、一一・二八第二回△団交▽（第一回は九・三）により△証明書▽プランは進

の趣意書の重要性を含め、この事件の巨大なひろがりや深さが強調されている。同じ時期に、問題の重さは判りつつも、自閉したまま時間性との格闘し祈りからも遠ざかりがちなる△弁護士β▽（この類型は、周辺にみちている！）への深い自己批判的提起もくりかえされた。

一九八三年五月一三日に、被告人らの努力によって第三回の△団交▽が実現し、出席した被告人と在学生は、宮川理事から、竹中の問題に関する常任委員会（ボルド理事長、宮川を含む数名）ができており、これまでの提起が深刻な影響を当局に与えていることを確認した。

当局が、この日の△団交▽後、五・一八付で作成した証明書は仮装被告団の要求する水準にはまだ遠い。ただし、この△遠さ▽を転倒して証明書プランの討論の持続、証明書プランからはみ出す巨大な問題群について全当事者と討論を要請する方向性が確立されている事実は重要である。

五・一八付の証明書は国選弁護士によって六・八付の上告趣意補充書に添付され提出された。この補充書では、被告人（竹中）に対して大学当局でさえ△六・一六▽事件に関する事情聴取し処分をおこなわなかったこと、刑法上の監禁状態がなかったことを認めているという指摘があり、学問と教育の場においては懲戒権が刑事罰より優先するから懲戒さえなかった事実は、可罰的違法性がなかったことを示すという点が、憲法第二三条（学問の自由）や大学の自治との関連で強調されている。

この補充書では全闘争参加者との関連、△宗教▽のテーマが（すでに一一・九文書でのべていることもあって）姿を消しており、「大

展したが、格闘すべきテーマも対数的に拡大し、β文書の出現も深い困難さの中に沈みこんでいる。八二年度末以後は、いつでも最高裁は上告についての決定し判決を出すことができるし、それを既成事実として大学当局やβの弁護士（に象徴される△宗教▽家△専門▽家）が被告人らの提起を拒否する危険も増加している。どうすべきか？

もちろん最高裁がいつ上告を拒否しようと、これまでの過程で出会ったテーマ群をそれ自体として展開することは重要であり、全ての被告人でない闘争参加者にとっては、それが基本であるのだが、ここでは、それを前提としてなお、あるいは前提とするからこそ、司法権力の秩序し時間性に抗し切る方向で自らのテーマ群の対象化の方法と根拠が問われたのであった。この問われ方は全てのたかいに応用可能であり、応用せねばならぬという△声▽によって、△八三・二・二五▽付で竹中千恵子は南山大当局に対して証明書や関連文書をめぐる△団交▽の持続のみならず闘争空間としての元学生会室（△宣言▽室）の七三年閉鎖し改築、重要書類等の押収の責任を対象化しうる学内各機関、構成員の公開討論の場を設定するように要請した。この要請は京大A三六七、神戸大A四三〇を含む闘争空間の切迫との深い関連からなされている。

この困難な時期に、時の楔通信作成作業による問題点の対象化、前年度の建議案を更に深化させて日本基督教団九州教区総会に提出しようという試みが進行していた。（後者については第八七〇号三九ページ、第八八〇号二八ページ参照）前者の通信第八七〇号は△五・七▽付の（上告趣意）書（の構成要素（かつこの公判にかかわるものへの到達条件）として提出され、新たな△証明書▽や弁護士（β）

学の自治」を守りえない大学の批判をしている点で、決定的に情況からのズレし遅れを連想させるが、しかし、解体し切ったかにみえる「大学の自治」概念と、解体し切ったかにみえる「信仰」を抱くカトリック南山とが、このような形で、創立以来はじめて法を媒介して交差するという意味は重要であり、対象化し応用が可能である。さて、遅れすぎた故の思いがけなさを伴って六・一〇付の上告棄却決定が棄てられてきた。（第三小法廷。横井、伊藤、木戸口、安岡）。

決定は二つの反△▽性をもつ。一つは、弁護士β、γをのぞくαの上告趣意の一部（憲法第三七条③被告人の弁護士選任権利と一審判決の未成立）にのみ言及して、最高裁昭和二八年（第四四九号同三〇年一月一日第三小法廷判決、刑集九卷一号八頁を引用しつつ原判断を正当とし、他の上告理由をとり上げていないことである。もう一つは、被告人の全表現は期限後提出であるから判断を加えない、としていることである。双方とくに後者は、いかなる根拠も

ない判断であるといわざるを得ない。もし期限後提出というなら、国選弁護人の一一・九文書や六・八文書は、全て一一・九電文による被告人の上告趣意書（一序）より後に到着したから無効になるはずである。最高裁は、この（一序）や、弁護士（β、γ）の文書、さらに通信第八七〇号を含む△五・七▽付（上告趣意）書群の永続的・徹底的な攻撃と、その根拠からは何としても逃れたかったのである。これらの表現群への言及はさけているが最も影響をうけ、規定されているのは明かである。

被告人は石井弁護士（六・八付補充書に対する最高裁の判断が含まれていることを最高裁から確認）が国選弁護士であるにもかかわ



らず今後も再審で争うよう示唆しているのにも勵まされて六・一四付で「異議」をふくむ一申立書を提出した。ここでは審問状況の中で自らを八監禁V状態においている最高裁に対する批判が、裁判をこえるN次領域の深さからなされ、五・三V五の日本基督教団九州教区への建議第一号、会場で配布された、永続する八大学V闘争Vのピラなどが併合されている。決定はまだ、というより永続的にとどかない位相にある。

一 過程が終了するのではない。司法権力の時間性やそここめられる関係性の力学を転倒し応用していく作業は持続するのである。前述の建議案も、南山大学当局との八団交Vも、……も。関連する経過の一、二を付記すると、名古屋人権委所属の内河弁護士は、この夏も、六・一〇決定の存在を知らないまま（知る条件の未創出のまま）上告趣意書を仮装被告（団）の要請に応じて少しづつ作成している。また、事件現場で最も権力的にふるまい、学長とドイツ語でずっと会話していたヒルシュマイヤー副学長（現学長）は六・一六V一二周年に急死した。死因は八不V明。

この通信の印刷過程で、遅れすぎた故の思いがけなさを更に増幅させつつ、内河弁護士の上告趣意書が被告人（竹中）に送られてきた。タイプ用紙十枚の表現の最後には、おそらく内河氏が想定する以上の重大なテーマがとらえられている。すなわち、被告人は憲法第三八条が保障する黙否権を行使したことへの報復的意図をもって起訴されたのであるから公訴権の乱用であり、公訴棄却の判決がなされるべきとしている点である。

## 第Ⅱ部 闘争過程〔抄〕

一 闘争を必然化させた諸要因が裁判過程と交差しつつも決してその枠内に収束するのではなく、より広い領域の活動の展開が、国家の共同性を含む幻想性構造と交差する場の一つとして一公判が持続してきたことは何度でも繰り返したい。その上で、さらに現段階の問題を述べると、六九年以降の一（公判）過程が法廷と闘争現場の双極を往還し相互に問題点を深めるといふ方向を軸としていたのに対し、現情況ではこの軸（X）に対応して、垂直方向に一闘争のテーマや方法をさまざまの場に拡大し応用する軸（Y）が出現し確立してきている。

次に記すのは、この後者の軸に関するいくつかの経過であるが、（X）において法廷と現場をの往還しつつ追求してきた方法を（X）と（Y）の往還過程でも応用すべきであることは強調したいし、成果が立証されてきている。

### \* 祭と労働の条件

RB公判（一七ページ参照）の展開に対応して生成している経過を次に述べる。

一、現在の各大学の状況からは信じがたいような八大衆団交Vが一九八三年六月二日に数千の学生により岡山大学清水記念体育館で

現場の行為の公訴棄却性と共に、さらに深い領域の八沈黙Vによる八罪Vという着眼には、この一年以上にわたり宗教者として南山公判にかかわろうとして根底的に自己の足元をとらえかえすことをしいられ、上告趣意表現を長い間かきえなかつた内河氏の苦痛や折りが必ず影響しているであろう。同時に、この八沈黙Vのテーマは闘争現場において被告人が全幻想領域でかかえこみ、その対象化に、これまでの長い一過程を要した八罪Vや転倒方法を新たにとらえなおす契機をつくり出している。

被告人は、内河氏の文書や後述の証拠資料を添付しつつ、九・一付の最高裁あて「問い合せと提起」によって六・一〇決定の根拠の問い合せを批判的におこない、内河氏の文書や、今後提出する時の楔通信第八八V号を含む全表現の（再）審理を要請している。添付された証拠のうち、昭和四十六年六月二六日付の検察官による「勾留取消請求への意見書」には、「被疑者は本件被疑者ら（註——二四名、うち起訴は六名）のうち沈黙を続けていた唯一の者であり」という初めて知った驚くべき指摘があり、これを検察官は対権力への沈黙にのみ切りとって報復的起訴をしているのは明らかであるが、それが、より広い領域、より長い時間、より重層した関係性の中で対象化されはじめていることの意味は、例えようもなく深い。

被告人からは九・一一付表現のコピーと共に送った内河氏あて手紙の中で、初めて六・一〇決定の存在、それを伝ええなかつた根拠、内河氏の文書による巨大な示唆への感謝がのべられ、今後の再審請求や、大学との八団交VやVにおける共闘の提起がなされている。

おこなわれた。この場所は一九六九年一月二九日に数千の学生により大衆団交がおこなわれ、バリケード開始の必然性を立証した場所である。

六九年以降一四年を経て数千の学生は何を追及しえたのか、そもそもなぜ集まれたか？ かれらは大学当局を追及したのではなく、わずかに六人の総務委員会によって追及され、確約表現を公開せざるを得なくなった。

ここに至るまでの経過の主要な部分を抽出すると、七五年に一〇三被告団（被処分教官の坂本守信を含む）が大学祭実行委員になることが承認されて以降、企画テーマは単位制Vいえの問題の根底に迫り、期間中の大学祭のみならず持続的に次の年度への総括作業をおこない、パンフを作成するという方針が実現されてきた。しかし、大多数の学生にとって大学祭は毎年当然あるものであり、かりにやるとしても実行委員になつたり、討論や総括作業をやるのはいやだという無責任状況が一般化していた。この状況を断ち切るために、82実行委総括を検討した総務委員会は、まず五・一七幹事会に「実行委団体が一定数集まらない場合は、83大学祭を中止する」提案を出し、恒常的無関心のままに承認される。情況の困難さを一歩先に感じとっていた総務委員会メンバーの静かなゲバルトの開始であり、現在の学生Vサークルの八秩序性V自然性Vへの依存意識の見事な逆占拠であった。五月末、応募団体は17をはるかに下回り、「大学祭中止」は決定された。ここで驚きあわてた各サークル、学生が大学祭再生委を結成して署名により学友会（全学自治会がないため、サークル連合水準のこの機構が唯一の全学団体になる）開催を呼びかけ、六・二二に至ったのである。



さて六九年の大学当局が全共闘の五項目要求に震撼しつつ拒否できなかつたように、83年の学生数千人は、自らの大学祭再生案に対する総務委員会からの五項目修正に震撼しつつ拒否できなかつた。五項目修正の中には、実行委が、中止し再生の示す危機的過程を十分にとらえた基調・総括を提出し全学生に配布することの他に実行委員会や各委員会への欠席が全年度終了まで一名でもあれば84大学祭は行わない、という項目が含まれている。ここには、大衆の責任を自らの手によって対象化させるといふ壮大なハゲバルトと一年単位の秩序性を突破する戦略がある。

今後の展開は情動的な重さをこめたドタバタハゲバルトになるであろうが、ここに至るまでの持続的苦闘の中で六九年以降の一〇三被告団が新しい世代の中のハ全共闘的発想と出会うのを見ることはハ祭Vのようにたのしいことである。そして、みることもより実行することは一層。(註——詳細は岡山市津島中一丁目三 R B三〇二を連絡先とする一〇三通信一第八一V号をよんでいただきたい。これは、岡山大学内のメディア解体状況の中にあつて唯一の公開された表現媒体であり、全ての大学闘争参加者へ参加希望者の武器でもある。)

二、前述の大学祭実行委に75年から参加してきた坂本守信を含む一〇三被告団は、たんに実行委に参加してきたのみならず、学友会に雇用される形で事務労働を日常的におこないつつ、大学機構の構成員の意識の最深部に存在し問題提起し続けてきたのであった。

この経過は多くの共闘者をつくり出すと共に排除したいという反撓力をもつくり出してきた。大学当局のみならず、ある程度、闘争

を理解するポーズを示す左翼系サークルの中からも坂本氏らへの反撓が露出していることは、例えば京大A三六七問題における進歩派教官の反撓と情動的に共通しているであろう。

契機としては、坂本氏の給与支払い証明を生保との関連でどのように作成するか、という問いとして現われてきたが、その本質においては、ハ労働Vを時間給に対応するものととらえるか、仕事を通して雇用V被雇用関係にかかわる大衆総体に何かを還元しうる作業ととらえるかの対立。また労働基準法を個人的に、固定的に適用したがるものにとっては、仮装労働(一〇三被告団)の総体がハ一V人分の仕事をカバーし、同時に行政府、大学への時間的・主体的仮装性を確立する)の発想とズレが生じるため、一〇三被告団の闘争総体が問われ始めた。その背後には表面上は反体制的言動をしつつもハ一V一闘争過程の徹底的な展開により自らの生活秩序感覚の根元を脅かされている人々の排除志向が当局の十年来のハ処分V性の持続と結果的に通底してしまっているという構造がある。(単位制問題との関連も重要。)

一、大学祭問題にしても、二の学友会事務問題にしても坂本氏ないし個別大学内部のテーマということにとどまらず、大学闘争の主要テーマが祭と労働の把握において、しかも大学において、従って闘争の対象化のためには最も必然的な場で開示されてきており、私たちに避けることのできない問いを提起しているといえよう。このような問いの具体化の対極としてRB公判(α、β、γ)や全てのハ一闘争V公判が把握されねばならないことはいうまでもない。また、一〇三被告団は83年大学祭へ一、二をテーマとする共同企画を提起しており展開が注目される。

## \* 〓極北〓の組合費

偶然と必然的な契機から時の楔通信や、五月三日の会通信ハ山賊V版の読者となり、予期しないうちに松下の全表現の校正ミス訂正をも開始した北海道・札幌の全通労働者である根本健司氏から次の要旨をもつ表現のうつつしがとどいた。

資料一 質問書〔抄〕

83選挙闘争資金(臨時組合費)徴収について

一、十二月上旬の組合大会(での私の選挙V組合運動V執行部批判)以来、私のところへは公式にはだれも支払いを求めてきていない理由は何か。

二、徴収の目的と意味をどう考えるか。

三、いやいや支払ったものの存在についてどう考えるか。

四、支払いを拒んでいる人の存在についてどう考えるか。

五、組合員の中に、支払った者と支払いをまぬがれている者がいることについて、どう考えるか。

六、今後、この問題にどのようにとりくむのか。

七、……(疑問を感じる全ての人の問いを含む。)

(註——一・一—までに文書による回答の公開を要請。)

一九八二年二月二十九日

全通山鼻支部執行部の皆様

根本健司

資料二 質問書をめぐって〔抄〕

(文書回答を拒否している執行部の批判と質問の追加)

一、文書回答をさける理由はなにか。質問書提出から現在までの過程を公表せよ。

二、上部組織のキャンパ要請に支部組合員が意志表示の機会をどのようにつくろうとしたか公開せよ。

三、……

〔略……後註〕

この問題を媒介にして何をどのように変革してゆくのか。ひとりひとりが自分の言葉で表現せよ。

少くとも、それが確認されるまで、私は秩序の補完に役立つ一切のハ組合活動Vを放棄する。

一九八三年一月二一日

根本健司

全通山鼻郵便局支部執行部の皆様

(後註——略した部分は、ハ労働者運動Vの主人公は専従役員でなくハ日常性Vをたたかう私たちであり、組合が特定の政党の政治資金を徴収する根拠はないし、一度は上部からの指示に反対しつつも屈服して、逆に拒否者の批判をはじめるとき、自らの中に生き生きしたものをハ処分Vしているのだ、という指摘がなされている。)

根本氏は高卒後、通信教育を五年間うけたが、スクーリング中の面接試験を通じて大学の実態に絶望して学費未納し中退し、昨年からは郵便配達の仕事をしている。(かれと(自主ゼミ)の連絡は全て仮装郵便であるのは笑いが止まらない程たのしい。詳細は編集発行委へ問い合わせして下さい。)前記の二表現以後、かれと執行部同



僚の間には緩慢な△沈黙▽が続いているとのことであるが、それ自体が苛酷な全情況の喩であるともいえる。  
関係性としてきこえてくる△声▽を、かれは、およそ三つに集約している。

a、そんなことをしていると日共系とみなされるぞ、という警告。  
(執行部は社会党系)

b、きれいごとをいわずに実践せよ。

c、いうことは判るが、今は妥協して仲間をふやし内部から組織を変えよ。

そして、ある程度説得力をもち自分もひきよせられるcの発想からは△未踏の領域▽に入ってゆくことはできないと直感している。

この直感も(一)一闘争の現在と鋭く響き合う。根本氏は松下の69・2・2△情況への発言▽、神戸大B一〇九闘争のピラ、神戸地裁(最終意見陳述)(特に△生活▽と職業のテーマ)などの最良の読者の一人であると思われるが、時代的にも場所的にも困難さが増大している条件下で展開している(一)一闘争に私たちは全力で共闘していきたい。なお、根本氏は本年七月に、前記の資料を含むTERA INOIGNITA 通信第△0▽号を発行しているので読みたい人は、札幌市中央区南9条西13丁目 根本健司氏あてに仮装郵便で申し込んでいただきたい。

## \*△昔の女▽と△神学論文▽

(一)一公判過程、とくに名古屋地、高裁、最高裁の南山大学闘争公判に深くかわって来た△門司大里教会▽の△牧師▽△信徒▽は一九八二年の名古屋人権委、九州教区常置委を媒介する参加の過程で、自己史と宗教史の総体を包括する巨大なテーマ群を引き出し、格闘中である。そのいくつかをのべてみよう。

この数年来、△門司大里教会▽で展開されているテーマの一つは信徒を教え導く牧師という概念が世界的に成立しえなくなっており、本質的に△無▽牧師△多▽牧教会をくぐらうとしていること、確認し応用であり、もう一つは、大学闘争の刑事被告人との共闘によって抑圧的幻想性構造が国家△宗教△を媒介してどのような力を及ぼしてくるか、また、闘争や被告人の対決すべき△敵▽が国家をはみ出す存在領域にどのように拡がっているかの追求であった。そのためにも、正式の牧師が不在のまま、仮装△牧師▽が宝塚から北九州へ行く時には△説教▽の自主ゼミ化が試行され、在住の仮装被告(団)が子どもたちと共に土曜△学校▽や日曜△礼拝▽に参加するという形態が持続してきた。表面的に信仰のあり方から離反している言動とみなして反撓する信徒もある反面、これこそ本質的信仰の形態であり、信仰はこのような形態をとっても、ないし、とってこそ深まるのだという従来からの信徒も現われてきた。その日の△▽献金は前述の刑事被告人との共闘にも応用されてきている。

テーマの双方は個別教会の枠内にとどまらず、地区△教区△教団の現在(原罪)性を鋭く問う楔として出現している。現段階の経過からのべると

一九八三年五月四日、五日の日本基督教団九州教区総会には前年度の建議案(第△七▽号三九ページ参照)をより深化させた建議案(教会と大学に関する小委員会特設)が提出され、ここでは一九七〇年以降の大学闘争の各テーマと教会のかかわり方、その現在の対象化を持統的におこなう場の創出△拡大が意図されており、前年度建議案の本質的スローガン、石をパンに変えうるか?が包括されている。

この建議案は常置委員会へ付託する決議がなされたが、この案及び会場で配布されたピラ、△永統する△大学▽闘争、(永里氏が家族と共に作成)は大きい反応をよびおこし、(一)一公判過程へも最高裁(竹中さんの上告審)、京都地裁(京大A三三七仮処分申請)を含む場で応用△提出されている。

七月一九日の常置委員会へは山本氏と永里氏が△牧師▽△信徒▽として陪席し、△大里教会月報▽、時の楔通信の各号を含む資料群を配布して本質的な議論をおこなった。主体的力量と教区内の共闘者の増大により、前年度よりも確実な手ごたえを与えつつ次回に続行されることになった。(九・二〇の経過は次号で。)

建議案と平行して教師検定試験を逆用する試みも準備されている。山本聖氏は六八年度に鳥取教会で一年間伝道師として活動した後、情況的直感からも正統的教会活動から離れ、兵庫県川西市の加茂兄弟伝道所に籍をおきつつ、自立的牧師連合に参加し、はじめの二年間は日雇い人夫、のちに塾教師として生活してきた。しかし七〇

年代の大部分を自立的教会活動や論争が情況的に退行し収束する経過への絶望に佇立するかたちで過す他なかった。八〇年以来、門司大里教会を拠点とする試みの持続過程で、自己史を対象化し止揚しつつ、試験によって牧師をつくり出す制度と本質的に対決し、それを媒介するテーマについて相互に審問するために仮装的に受験を意志表示(期限は六月一三日)したのである。

この意志表示方法がすでに(一)一闘争のテーマの応用であるが、この内容はその後の全過程で自在に、たのしさの極限で生かされている。例えば、籍は兵庫教区に、活動の拠点は九州教区にあるという重層性を逆用して双方の会議に△正式に▽出席し、双方の教区に半分ずつ受験料を提出し、双方の教区が教団に山本氏の活動△発想について証明し、検討していく回路をつくらせる等々。(それぞれ実現)。

また神学論文(指定されたテーマは「今日における救いの理解」と説教(一般会衆向)案に対しては三〇ページに記したテーマによって画期的な提起がなされているだけでなく、論文そのものが信仰や試験の形式・内容に関する相互審問の武器△招待状へと飛翔しており、現情況における△宗教▽に関心を抱く人の必読表現であるといえる。(回覧希望者は月報各号と共に通信編集者か山本氏へ)さらに最終関門としての面接は十月十二△十四日の東京、京都の二会場が決められているが、これに対しては同一日の京大A三三七△神戸大A四三〇が逆提起されている。そして重要なのは、相互審問によって相互に△0▽点評価をおこなうという提起を通じて今後なすべき作業の方向性が、大学闘争における△0▽点問題(松下の処分理由の一つ)との関連で応用されており、切迫する現情況の諸テ



マ群と火花が散る程つよく関連づけられていることである。

この試みの重要性を更に二、三補足するとまず、前述の「審問」という概念が、宗教的な意味と、大学闘争の「一公判によって転倒させられている人身保護法の規定する法制的な意味の双方を止揚して用いられていることである。次に「神学論文」には、時の櫻通信第八七号と、八門司大里教会月報第八一五号の「説教」の原本が添付されていることであり、ここでは印刷過程以降は「不」要になるかにも見える原本が、その内容と共に復活し飛翔している。さらに、この試みは、たんに抽象的になされているのではなく、教団を支える制度の意識内否定を超えて、その制度に正面から仮装的に対決することにより全関係性の矛盾をテーマを相互に対象化しようとしており、壮大な応用範囲をもつ。

「八」牧師の闘争には常に「八」信徒の共闘があった。前記の「説教」中に絶句して発語しなくなった「八」牧師の代りに原稿を最後まで読み上げたのは「八」信徒の永里氏であったし、人夫時代のヘルメットや、裁断した聖書の紙吹雪をひそかにたずさえて常置委員会へのりこむ山本氏に同行したのもかれであった。事態の展開によっては数日かえれないことも考えたかれは、かつて六九年の闘争を媒介して出会った配偶者を通じて職場の上司に、「昔の女に会いに行くので、帰りが二、三日おくれるかも知れない」と電話してもらおう準備をして出立した。あなたにとって「八」昔の女とは何か、いま、どこにいるか、会う方法は……？

なお、永里氏は六九・四・二八沖繩闘争の仮装被告団としての十一年性総括から、当時の「八」分離被告人や、共に仮装被告団としてたたかった人の現在性を、全「一」公判過程との関連（例えば、第

かである。

前述のパンフ（10部発行）の8、9ページには次の表現がある。

「 教えてほしい……」

この世に「八」救いはあるのか  
この世に「八」救いはあるのか

祈りは……

祈りは虚しかったから

祈りは虚しかったから

私はもう祈らない

私はもう祈らないですよ

返事は……

返事は

なかった

深いため息が、複数の手の表情、もろ手を広げたもの、指を組み合わせたもののカットで表現されている。時期は一九七九・一〜七と記入がある。

さて「八」委員会では、七月のその夜に、全共闘運動の、他の運動とのちがいがテーマになった時、永続性も無限概念の導入という全共闘運動の特性（と）と、時期的に六九年「八」大学「八」闘争に直接参加するには、早く去りすぎた、ないし、遅れてきてしまった、人々から同じ言葉が異なってみえてしまうという問題（と）、さらに全共闘運動のある原則も方法を他の領域へ移して応用する場合の原則も方法は何かという問い（と）がテーマとして浮かび白熱した議論になった。今は（と）について記すが、前記の友田氏は、（と）の特性

「八七」号二二〜二三ページの上原被告人）において対象化し提起しつつある。

## \* 未知なるものへの祈り

毎月最終土曜の夜に、六甲の神戸学生青年センターの一室を八占「八」して、「八」委員会という名称の自主講座が十年近く続いており、「八」甲「八」包圍「八」や起訴状「八」公判調書のパンフ化が参加者の自発性により（従って、松下が数ヶ月「八」数年しらないままであったこともある。）おこなわれてきた。参加は自由なので、七月の「八」委員会には大学闘争のテーマで他者と論じる機会を数年間もたなかった友田氏もはじめて参加した。かれは六九年四月、神戸大学のバリケード存続時に「八」入学「八」し、神戸大共闘・星を見ない会の中心メンバーとして活躍し、七七年まで全ての授業を拒否し一単位もとらずに学内外での自主講座運動を独自に担ってきたが、その後、革命と大衆に絶望する宣言のパンフ「最後の言葉」を出して「八」生活「八」に専念するようになった。とはいえ、大学闘争のテーマにもっともこだわり、深化させようとしたための宣言であることは、七七年に入学生八年たつと自動的に除籍される時間の権力性を転倒して八周年直前に、大学に対する訣別宣言としての退学宣言を学内に掲示し配布したこと、通信第八四「八」号三二〜三四ページの神大闘争史発行委のダンボール箱多数を七〇年代を通じて（発行委のメンバーがあずけたことを殆ど忘却した後も）保管し続け、八〇年代に入ってから松下と共に一時期は対象化作業にとりくんできたことから明らか

は「八」祈り「八」という表現の闘争前の出現と密接にかかわるのではないかと、という他の参加者の意見がどうしても了解しがたい風であった。闘争の最後に、絶望の一瞬前に訪れるのが祈りではないか？と。

そこで松下が一九六九・二・二の「八」情況への発言「八」直後の二・三の神戸大教養部「八」広場に出現した立看表現、未知なるものへの祈り、にふれ、テーマの飛翔の契機が得られた。この表現は、二・二提起に呼応して、現在のストが自己と世界の総体の永続的変革へ向けての媒介たりうる以上、たとえ政治的圧殺、運動自体の解体によってストが中止された場合も、また可視的な現在の「八」項目要求が実現された場合でさえも中止しえない質をもつ。自分たちはそれを主体的に存在をかけて、ある祈りと共に宣言する、という要旨の十数人の署名のあるものであった。これは、いわゆる宣言や政治性表現の枠をはるかに突破した表現であるが、松下の二・二表現と共に二・十以降の全学バリケード封鎖を決定づける意味をもった。

ところが驚くべきことに、松下はこの夜まで、この表現の全文を把握していないことに気付いていなかった。六九・五の東京の集会で、未知なるものへの祈り、にふれ、要点が「情況」六九年七月号に掲載され、それ以上に記憶の深層部に生き続けていたのであったが……。また、友田氏は六九年四月入学であるために、この表現そのものの存在を、従って闘争の前の祈りの存在を知らなかったのである。当日は「八」牧師「八」の山本氏も出席しており、いま格闘中の「八」神学論文「八」で、ぜひ引用したいからと希望したので、松下は記憶をたどって、まず教養部広報第三〇号をしらべてみた。ない！しかし、この広報のどこかでみれば……。そして六九・九・一B「一〇九闘争（松下の処分理由と起訴理由になっている）」の記述の直











いけの水は、たくさんあるので、なかなかへりませんが、△ √くんは、がんばりました。百ばいをこえると、かぞえるげんきもなくなり、くじらがいる、まっっている、というきもちだけで、水をくみつけました。

あたりがくらくらなり、△ √くんは、つかれて、そばの竹に、よりかかって、ウトウトねむりました。ゆめの中で、△ √くんは、とうとう、くじらのような大きなきかなをつかまえて、というより、いけのその大きいさかなに、竹でよじのぼってあそんでいました。なんとなく、さむいし、おなががすいたころ、△ √くんは、しばいしてさがしにきた、うちのきんじょの人にみつかり、なにをしていたのかときかれました。△ √くんは、ゆめの中のさかながたいてせつだったので、なにもこたえず、だまっていえにかえりました。(註——この悲哀感、今でも、いくつものテーマについて味わっている。なお、この文章の原型は、小学校一、二年のころ作文にして出したが、年離れた先生は理科的、な注意もせず、そつと丸をつけて返してくれた。現在の教師たちなら、どうするだろうか。)

### 〔話をきく子どもたちの体験を応用しつつ〕

#### 一、三日月のふね

よるのそらに、きれいな三日月がでて、にわの水を入れたバケツにうつると、月はおふねのようでしょう？ うちゃん、そつとあしをいれて、のつてみますか？ ふねがくだけで、みえなくなりませぬ。こんどは、かおを入れて、水でぬらしてから、めをとじて、月にのつているきもちになろうとしてごらんさい。……

どこかで△ √ちゃんや一 ちゃんのこえがします。三人で三

おようふくのあるところへ、はって行って、そばでササヤとまたねむってしまいました。

(註——衣服へのセンスがなく、型や模様の識別が殆どできない△ √君にはできない芸当であるが、方法的仮装への自己批判としては応用しうる。)

#### 三、はだかのあさ

あさ、めがさめて、△ √ちゃんが、きがつくとはだかんぼでした。パンツをはこうとタンスをみると、からっぽです。よこの一 ちゃんやうちゃんのふとんをあげてみると、みんなはだかんぼです。いえの中には、ほかにだれもいません。なきだしそうになって、タンスのひきだしや、せんたくきや、ものほしばをしらべましたが、なにもありません。

しかたがないから、しんぶんや、がようしをパンツや、ふくのかたちにつけてみましたが、きせかえにんぎょうのように、まえにノリでつけられるだけです。そとにでるのは、はずかしいけれども、どうなっているか、みたいので、三人でそうだんして、せなかをよせあい、かにさんのように、よこあるきをしながら、すこしずつうごいて、そとにでてみました。すると、おどろいたことには、みちには、たくさんの子どもたちが、三人とおなじように、かみを、からだのまえにつけて、かにさんあるきをしているのです。なにもつけられない子もいます。そして、それから、どうなっていくか、みんな、かんがえてください。

(註——世界の壊滅の翌朝、自主ゼミ的に生き続けてくれるよう願いつつ。)

日月のふねにのっているようでしょう？……このあいだ、おふるで、うちゃんは中におちたようですね。すぐに、そばのひとがたすけてあげたみたいですが、三日月のふねからおちたときはどうしたらいいでしょう。……そのときは、おにわのアサガオのつるが、スルスルとのびてきて、うちゃんのからだをつつみ、三日月のふねにもまきつくでしょう。三人で、つるをひっぱって、すこしずつ、にわにちかずき、ひまわりの花に、トンとあしをかけてにわにおりればよいのです。

(註——三人の女の子の動き、関係は原型のまま)

#### 二、おようふく

三人の女の子が、おようふくをぬいでねっていると、おようふくだけがおいだして、そつとあそびはじめました。いつも三人がやっているボールあそびをしているうちに、手がみじかいから、ボールがそれてころがっていききました。

「あ、子どもたちが、めをさますよ。」と、おようふくたちは、しんばいして、サツと、もとのたたんであったところにもどって、じつとしていました。でも、だれもめをさまसानかったので、おようふくたちは、もう一ど、ボールあそびをはじめました。またボールがそれて、こんどは、ねている三人の女の子のかおに、じゅんばんに、ボン、ボン、ボンとあたったので、みんな目をさましてしまいました。

おようふくたちは、あわてて、「ション！」とさけびながら、そのままじつとしましたが、もとのばしょでなかつたので、とてもしんばいでした。でも女の子たちは、なにもいわずに、じぶんの

後註——以上の話を含む多彩な語り、が子どもたちのいう、一ふるほんいちやや同位相の空間で持続的におこなわれている。また、記号には、その場にふさわしい固有名詞を入れて発音する。



### 第Ⅲ部 時の楔がみる夢〔抄〕

\*<sub>1</sub> 一九七〇・一・三の△なにかへのあいさつ▽の冒頭に記されている、年代や情況の表面的な変化とは関係なく格闘しなければならぬテーマ”としての

α、不可能性表現論

β、情熱空間論

γ、仮装組織論

の現在までの展開、軌跡は統一的な形態では未公開のまま集積し、私（たち）の△六甲▽第六章を表現し存在する原動力になっているが、その総体は未公開というよりは、一瞬ごとに具体化し方法化も実現されてきた。前記のα、β、γの系列が出会い、交差し、包圍してきたテーマ、方法を再検討しつつ世界と対峙させることが私（たち）の△バリケード▽なのである。

△▽がどのように出現してきたか、（一）や…への複素数化に、どのような情況性があり、どのような応用範囲があるか、という表現的対象化作業一つをとっても、それだけで抽象しえない全存在的テーマや作業がこめられており、呼吸の仕方、生命のあり方が変わりうるほどの△闇▽の領域への突入、微動だにしないようにみえる諸幻想領域の關係性への一瞬の、かつ持続的な△爆破▽装置の設定…などが含まれる。

\*<sub>2</sub> 私（たち）は必然にしいられ、また自ら逆用しつつも、対権力闘

\*<sub>3</sub> 私（たち）は何を裁き、何に裁かれつつあるのか。

裁判所権力が各事件の真実、背後に渦巻く宇宙の審理を放棄し、ひたすら既成の法概念、判例に合わせて結論を出してくるのは当初から判っていたことであつたが、この傾向が第一↓二↓三審と進むにつれて一層加速される力学には関心があつた。それ以上にn事闘争、審理に。n年前から私（たち）の意識にあつたのは、一↓二↓三審の後の（審問）法廷で、私（たち）の行為の全体、おそらく法の規定の全てをおおい、はみ出し、転倒しつくすほどの△罪▽の根拠を明らかにしていこう、その方法を遠い先のどこかではなく、この瞬間の法廷をふくむ全情況の中で展開しよう、その展開の仕方を私（たち）の△十▽年が直接には交差していないようにみえる現段階の人類史のテーマ総体に応用してみよう、ということであつた。くりかえすが、私（たち）は、それぞれの場面の直接的他者への了解不可能性を自明の前提として着々と何かをやってきた。また、いかなる先入観や慣行、慣性からも自由であろうとしてきた。

\*<sub>4</sub> 私（たち）の表現が判りにくい、という批判がありうるのは自明であるとして、私（たち）は、圧倒的に多数であるが部分的な他者にとって了解がたいさやかなテーマを展開してきたのではなく、一瞬ごとの矛盾との格闘をみつめる永遠からのまなざしに応えようとするこの世界の全テーマに関する作業が、今は了解がたいと視えてもよい、という思いをかみしめてきたのである。むしろ幼児たちの心をもつ人にとって、私（たち）のやっていることほど判りやすく、たのしいものはない、と断言できるが。

争において裁判過程を主要な場にしてきたようにみえるかもしれないが、正確には、大学闘争ともいわれている世界史的波動が生起して以来、諸個人、組織、文明の総体がn事的な全幻想性構造の審問に不可避的にさらされているのであり、その一つとして共同幻想としての国家との対立が大学や法廷という幻想性落差の激しい空間で最も視やすく展開されてきたというにすぎない。当初から私（たち）は、そのことに気付き、だまってその△▽性の応用、拡大にはげんできた。多くの分野のうち、科学論の分野に限っても、空間性、エントロピー、時間の原点の設定条件、可逆、不可逆変化、位相差と生命、コンピュータなどに関する△バリケード▽的考察を含めて、自然科学批判や公害、反核などの諸闘争の限界批判をバリケード内の科学者たちの挫折の根拠との関連において十分に提起しうる準備がある。喩の対極で表現すれば、

天文薄明——太陽が地平線下18度にある時刻の明るさで、肉眼で見うる最も暗い星（六等星）が出そろう。

市民薄明——太陽が地平線下7・4度にある時刻の明るさで、人工照明なしでは仕事ができなくなる。（昔の「明け六つ」、から「暮れ六つ」）

\*<sub>5</sub> 私（たち）の表現の展開を極めて△遠い▽位相からみると、それ自体の必然的な持続のみならず、持続への異和と反撥を全て△共闘▽者に転倒し持続の根拠にしてしまう構造に気付くはずである。また、大学闘争の世界史性が、全ての既成概念、ジャンルの解体を明らかにしている以上、私（たち）の試みが、どのような表現ジャンル、刊行・公開様式をも踏みこえているのは明らかである。私（たち）には原音に比すべき原表現、原存在の展開が重要なのであり、注目や公認は不要である。このことは、もっと追求されねばならないとして、今もn事的な困難にみちている夏のまどろみの中で、ふと訪れてくるのは、では私（たち）がしいられている苦闘が、文明論的に△最後の▽ものにかかわっているとして、最後まで個体の特性（声、しぐさ、筆跡、情念、を含めて）や表現様式の特徴が残るかもしれない意味は何だろうか、という、まぶたほどの重さの問いである。

\*<sub>6</sub> △▽的なものにまきこまれるな、生涯を無にするほどの存在的強制があるから、という私（たち）との共闘者に対する異和感的警告が、よどんだ空気をこえて伝わってくるので、また目がさめる。ちがう！むしろ、まきこまれ方が足りないのだ。そのように私（たち）をみている限り、大学闘争（情況と言語が対等に交差する關係性の場）以降のどの過程にも踏み入れず、自らも一度は共有しようとした世界への対立者になって行く（それも一つの共闘の形態ではあるが）ことは必然である。



## △訂正▽

第八七〇号に次の校正ミスがあるので訂正します。

- 一 ページ上段左から五行目「第八〇〇号」の次に「第<sup>△</sup>二〇〇号<sup>▽</sup>六七八ページ」
- 二 ページ下段右から三行目「開始」↓「開始」
- 三 ページ下段左から二行目「後註一」↓「後註四」
- 四 ページ下段左から二行目「昌頭」↓「冒頭」
- 五 ページ下段右から七行目「証言に」↓「証言で」
- 六 ページ上段左端「媒介してしか」の「しか」をとる。  
下段右端「ほどの」から「の」をとる。
- 七 ページ上段左から四行目「不可決」↓「不可欠」  
下段左から十行目「あることが」↓「あることを」
- 八 ページ上段左から八行目「ところで」↓「東京地裁」
- 九 ページ上段右から八行目「」は七行目と九行目も包括する。  
上段左から八行目「野村 修氏」の上に「へ」をつける。
- 一〇 ページ下段左から二行目「・」↓「、」
- 一一 ページ上段右から九行目「テーマ引きよせを」↓「テーマを引きよせ」
- 一二 ページ上段右から二行目「教職員十数名ら」↓「教職員ら十数名」
- 一三 ページ下段右から四行目「起訴」↓「表現」  
下段左から二行目「シリーズ」の下に「」をつける。
- 一四 ページ上段右から六行目「RBへ」↓「RBに」

上段左から一行目「拡幅」↓「振幅」

- 一五 ページ下段右から五行目「訴状」↓「提訴」
- 一六 ページ下段右から八行目「ピラなど」の次に「」を入れる。  
下段左から三行目「より」の次に「深い」を入れる。
- 一七 ページ上段左から四〇五行目「石田光代に対する分離判決」↓「石田光代を分離する判決」
- 一八 ページ下段右から一行目「出現した」↓「出現し、」
- 一九 ページ上段右から一行目「擬制の終焉」の「」の前に「」を入れる。  
下段右から八行目「開始された。」の次に「人権委員会の意向をも考慮せざるを得ない司教区長・相馬氏の助言もあり」を入れる。
- 二〇 ページ下段左から二行目「機動隊導入などが誤りであること」↓「機動隊導入が誤りであることなど」
- 二一 ページ上段右から七行目「提起、応酬」↓「引用、応用」
- 二二 ページ上段左から九〇十行目「一〇・一六の」↓「一〇・一六付で」
- 二三 ページ上段右から五行目「存在責任」の次に「の対象化」を入れる。  
上段左から五行目「大使館員」の次に「ヤカトリック正義と平和委員会メンバー」を入れる。  
下段左から二行目「複数」↓「複素数」
- 二四 ページ上段左から八行目「当事」↓「当時」  
下段左から六行目「十六」↓「二十六」
- 二五 ページ上段右から七行目「第一二回」↓「第一二回」